

利用規約

第一章 総則

第1条 (定義) 「当社」とは、株式会社MHGを呼称したものとす。

第2条 (運営管理会社) 本施設 (MPトレーニング伊達店、南福島店、パセオ店) の運営管理は、当社が行うものとする。

第3条 (目的) 本施設は、フィットネスを通じて、会員の健康を維持・増進することを目的とする。

第二章 会員

第4条 (会員) 当社が利用を承認した方を会員とする。

第5条 (入会資格) 本施設の会員は、次の各号のすべてに適合する方に限る。

- (1) 本施設の趣旨に賛同し施設利用規約、その他の規則を守れる方
- (2) 健康状態に異常がなく、医師から運動を禁止されていない方
- (3) 感染症、発熱や出血などの症状、及びこれに類する疾患のない方
- (4) 妊娠中、またはその可能性がある状態で医師からの運動許可を得られている方
- (5) 過度な刺青をされていない方。但し、部分的なファッションタトゥー等、店内において他の方の目に触れないよう衣服等で覆い隠すことができれば、この限りではない。
- (6) 暴力団関係者でない方
- (7) 20歳未満の場合、入会に際し保護者の方の同意を得た方

(8) 成年被後見人及び被保佐人でない方

(9) その他、各施設ごとに定められた審査のうえ適切と認められた方

第6条 (入会契約の締結及び手続き)

本施設の会員となることを希望される方は、申込手続きをおこない、当社が定める入会金を納入する。

第7条 (入会金)

入会金は当社が別途定める金額とし、入会時に領収する。領収した入会金は理由の如何に関わらず返納しない。

第8条 (利用資格) 次の各号に該当する方は本施設を利用できない。

- (1) 酒気を帯びている方
- (2) 刃物など危険物をお持ちの方
- (3) その他第5条の各号を満たすことができない方

第9条 (利用料)

会員は施設を利用する場合、当社が定める利用料を支払うものとする。

第10条 (利用料の返金)

納入済みの利用料については、以下に該当する場合においてのみ、返金またはクレジット決済を取り消すものとする。その際の返金方法は口座振込 (手数料お客様負担) にて行う。

- 1 健康上の理由
- 2 その他当社が認めた場合。(必ず証明する書類、診断書等の提示が必要となる。)

上記以外の場合、利用料は理由の如何に関わらず原則返納は行わないものとする。

第11条 (施設利用)

当社は施設利用の円滑化を図るため、本施設利用は原則的に予約制である。予約時間、予約方法などに関しては当社の定める予約システムに基づく。

第12条 (会員資格及び譲渡・名義変更)

会員資格は、当社が承認した場合を除き、他に貸与・譲渡及び名義変更

はできない。また、担保、差入等の処分もできない。

第13条 (会員資格の喪失) 会員が次の号のいずれかに該当した場合には、その資格を失効する。

- (1) 死亡したとき
 - (2) 第5条に定める会員資格が欠けたとき
 - (3) 第14条により除名されたとき
- なお、会員資格の喪失時期は会員が該当したその時点とする。

第14条 (除名) 会員が次の号のいずれかに該当する場合、当社は会員を除名できる。

- (1) 入会にあたり提出する書類に虚偽の申告をしたとき
 - (2) 本規約・規則・その他当社及びパートナーの定めた事項に反する行為があったとき
 - (3) 本施設の名誉、信用を傷つけたり、他の会員との協調性を欠き運営の秩序を乱したとき
 - (4) 本施設の設定などを故意に損壊したとき
 - (5) その他、違法行為など会員としての品位を損なうと認められた行為があったとき
 - (6) 本施設内での営業・販売行為が認められたとき
 - (7) 施設利用に際して不当且つ不合理な要求をなすなどにより当社及び従業員を著しく困惑せしめたとき
 - (8) 第18条の禁止行為に違反したとき
 - (9) 当社が定める会費を、当社指定の方法および期限までに支払わなかったとき。
- 上記の理由により除名されたとき、会員は損害賠償の請求をおこなうことができないものとする。
- 第15条 (体験)** 当社は入会前トライアルとして、会員以外の方 (以下「体験会員」という) の施設利用を承認す

る場合がある。体験の利用料などについては別途定めたものを適用する。体験利用料は理由の如何に関わらず原則返納しない。

第三章 運営・管理

第16条 (運営管理) 本施設は次の各号に基づき、運営管理を行う。

(1) 本施設の運営管理は当社の責任において執行される。

(2) 会員は本施設の運営管理について希望や意見を述べるができる。具体的に関与することはできない。

(3) 当社は施設の利用など、運営管理に関する規則を定め、且つこれを変更することができる。

第17条 (諸規則の遵守義務) 会員及び体験会員は本施設の利用に際し、所定の手続きをおこなうとともに、本規約、細則ならびにその他、当社が定める運営管理に関する規則に従うものとする。

第18条 (禁止行為)

(1) 他人および当社（スタッフを含む）を誹謗・中傷（SNS等インターネット等の書き込み含む）すること

(2) 許可なく本施設において物品の売買や営業行為

(3) 営利・非営利を問わず勧誘行為（団体加入の勧誘を含む）をすること

(4) 許可なく他会員を撮影・録音し肖像権やプライバシーを侵害すること

(5) 他人に対する暴力や施設設備への落書きなど、公共のマナー・道徳に反する行為

(6) 許可なくペット・動物を持ち込むこと

(7) 館内での喫煙

(8) 当社及び従業員の業務を妨げる行為

(9) ストーカー行為など、他人の迷惑や施設利用の妨げとなる行為

(10) 他人の施設利用を妨げる行為

(11) その他、本条各号に準じる行為

第19条 (休業日) 当社の定める日、年末年始、夏季休業、設備等の点検・メンテナンスや改装、ならびに当社が定める日を休業日として扱う。

第20条 (営業時間) 当社の定める営業時間とする。

第21条 (当社の免責)

(1) 会員及び体験会員は本施設内において、自己及び自己の所有物を自らの責任において管理するものとし、当社は施設内で発生した盗難、傷害その他の事故について当社に重大な過失がある場合を除き、一切の賠償責任を負わない。

(2) 忘れ物については、預かり期間として1ヶ月間保管した後、持ち主不明の場合、処分することができる。

第22条 (損害賠償責任免責)

(1) 会員が本施設の利用中、会員自身が受けた損害に対して、当社は、当社に故意または過失がある場合を除き、当該損害に対する責を負わない。

(2) 会員同士の間を生じた係争やトラブルに対して、当社は、当社に故意または重大な過失がある場合を除き、一切関与しないものとする。

第23条 (会員の損害賠償責任)

(1) 会員及び体験会員は本施設の利用中、会員の責に帰すべき事由により当社、他の会員、第三者に損害を与えたときは、その会員が当該損害に関する責任を負うものとする。

(2) 会員及び体験会員は、当社施設内の物品に関して、外部での紛失、故意による破損があった場合にその実費を支払う。

第24条 (諸料金の変更) 当社は、入会金・会費・利用料等を、社会・経済情勢の変動を勘案して改定することができる。

第25条 (事故の責任) 会員は、本施設内の活動に際しては、本施設の諸規定及び施設管理責任者並びに指導者の指示に従い、自己の責任において行動するものとする。これに違反して盗難、傷害等の事故が起こっても、本施設及び指導者等に対して一切の損害賠償を請求しないものとする。

第26条 (規約の発行)

(1) 本規約は令和2年10月1日を発効日とする。

(2) 本規約は、随時必要に応じて改訂される。この場合、原則として当社ホームページ、書面、または施設内の掲示等により会員に通知される。改訂した場合、その効力は全ての会員に及ぶものとし、異議なく新しい規約を遵守されるものと定める。

株式会社 MHG

代表取締役 桑原太

MP トレーニング

伊達店、南福島店、パセオ店

2020年12月1日 改正